

EU 加盟予定国、ブルガリアと ルーマニアの抱える経済構造課題

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

2004年5月、中・東欧等の10カ国が新たにEUに加入して25カ国体制の拡大EUが誕生した。EUの拡大の動きはその後も続いており、2005年4月にはブルガリア、ルーマニアの東欧2カ国との間で加盟条約に調印したのをはじめ、10月にはクロアチア、トルコとの加盟交渉も始まった。ブルガリアとルーマニアのEU加盟は2007年1月に予定されているが、最近EUの欧州委員会からは加盟準備の遅れも指摘されている。本稿ではEU加盟を間近に控えた両国が抱える経済構造上の課題に焦点を当てて概観した。

はじめに

ブルガリアのGDP成長率は、2004年に5.7%に達し、05年には6%に加速したのち06年には4.5%の穏やかな成長になるものと予測されている。

一方、ルーマニアについては、2004年に国内需要の大幅な増加に牽引されて8.3%の高い経済成長を達成した。2005年と06年については、所

得税や法人税のかなりの引き下げにより家計消費や総資本形成は引き続き増加するものの、国内需要の落ち着きによって、経済成長率はそれぞれ5.5%、5.1%と徐々にみだらかなるものと予測されている。

このように両国経済は近年、マクロ経済的にみると順調に推移しているようにみえるが、経済構造問題に立ち入って中身を詳細に見ると、労働市場改革、産業構造改革、財政改

革、年金・健康保険改革など EU 加盟までに解決しなければならない問題も山積している。

以下、本稿では、EU 加盟を間近に控えたブルガリアとルーマニア両国がどのような課題を抱え、それに対してどのような取り組みを行っているのかについて概観する。

1. マクロ経済上の問題点

ブルガリアとルーマニアは過去 10 年間、厳しい経済危機と財政危機に苦しんできた。両国はまた、過去 6、7 年間に渡って、高いインフレも経験してきた。ブルガリアにおいては、1996～97 年の財政危機の間に国内生産が 15%減少した。ルーマニアでは、1997～99 年の間に 12%減少した。しかし、両国は IMF の支援を受けて、経済危機を克服し、最近 4～5 年は、経済成長が定着している。

しかし、両国は危機から脱するこ

とは出来たが、マクロ経済的な不安定性が一部に残っている。

ブルガリアとルーマニアは、EU15 はもちろん、新規加盟 10 カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア等の中・東欧 8 カ国とキプロス、マルタ）と比べても、低い経済発展段階にある。近年における堅調な経済成長にもかかわらず、両国の 1 人当たり GDP で見た生活水準は EU15 の 3 分の 1 であり、新規加盟国の平均と比べても約半分の水準にとどまっている。また、両国の労働生産性は、主として市場経済への移行や構造改革に伴う雇用の減少を反映して上昇傾向にあるが、依然として EU15 の 3 分の 1 以下の水準にとどまっている（表 1）。このように、両国の EU への実質的な収れんはわずかな前進にとどまっており、EU へのキャッチアップは引き続き大きな課題となっている。

表 1 雇用者 1 人当たりの労働生産性（EU15 = 100）

	1997	1999	2002
ブルガリア	26.1	27.8	31.1
ルーマニア	n.a.	27.2	30.9

注) 雇用者 1 人当たりの GDP より算出。
(出所) Eurostat

両国は、経済成長率で急速にキャッチアップする潜在力を持っているとみられるが、所得水準で EU に追いつくためには恐らく極めて長い時間が必要になるものとみられる。特に制度構築、ビジネス環境改善および闇経済のオフィシャル経済への組み入れ等の構造改革を継続して実施することが極めて重要であり、財政の枠組み強化も重要な課題となっている。

< 経常収支の赤字拡大が懸念材料 >

ブルガリアにおけるマクロ経済政策上の主要なインバランスは経常収支の赤字である。経常収支の赤字は 2004 年には GDP の 7.4% (2003 年は 8.5%) に達した。近年の経常収支の赤字の急拡大は国内需要の急増による輸入の増大に起因するものであり、旺盛な国内需要は信用の増大を制限する措置がとられているにもかかわらず、中期的に高水準で続くものとみられている。

しかし、この経常収支の赤字の 82% (2003 年) を外国直接投資の流入が補い、外貨準備高は増加した。将来においても特にグリーンフィー

ルド投資の拡大によって経常収支の赤字をファイナンスすることが重要であり、過度の急速な信用増大のリスクを軽減することも重要である。

また、ルーマニアの場合も、2004 年に GDP の 7.5% (2003 年は 6.0%) に達した経常収支の赤字の急激な拡大が懸念材料となっている。2003 年における外国直接投資はこの経常収支赤字の約 46% をカバーした。

ルーマニアにおいてはインフレもひとつの懸念材料となっている。ルーマニアのインフレは 2001 年以降かなり沈静化してきたものの、2004 年末には 11.9% と依然として高水準にある。

政府の財政スタンスは、現在のところ特に懸念材料とはなっていないが、次の 2 つの要因に注意を向ける必要がある。第 1 は、経常収支赤字の急拡大という状況下で、財政赤字 (累積貸金未払いによる隠れた財政赤字を含む) の更なる削減が必要なことである。第 2 に、全般的な経済改革の動きの中で、構造改革に関連した公的支出が支出全般に対してかなりの上昇圧力として作用する可能性があることである。このため、

厳格な支出コントロールや賃金未払いの純増の抑制などの更なる支出抑制努力が必要とされている。

2. 労働市場改革

2003 年におけるブルガリアとルーマニアの生産年齢人口に占める就業率はそれぞれ 52.5%と 57.6%であった。これは新規加盟国の平均就業率(2002 年、55.9%)に近いが、EU15 の就業率(64.3%)やリスボン戦略の目標値(70%)と比べるとかなり低い水準にとどまっている(表 2)。

失業率についてはブルガリアは、2003 年に 2 桁の失業率を記録し(表 3)、この状況は 2004 年も続いている。ブルガリアにおいては若年層の失業率と長期失業率が特に高く、新規加盟国の平均を上回った(表 4)。一方、ルーマニアの失業率は、若年層失業率や長期失業者の失業率を含めて新規加盟国の平均を下回り、EU15 の水準に近づいている(表 6)。これは、賃金抑制が雇用の安定に結びついた結果とみられるが、構造改善の遅れを示すものともなっている。

表 2 加盟予定国の就業率；リスボンおよびストックホルム戦略目標に向けた進展

	総就業率			女性の就業率			高齢層の就業率		
	2003年	2010年目 標との ギャップ	2000-03年 の就業率の 変化	2003年	2010年目 標との ギャップ	2000-03年 の就業率 の変化	2003年	2010年目 標との ギャップ	2000-03年 の就業率 の変化
ブルガリア	52.5	17.5	2.1	49.0	11.0	2.7	30.0	20.0	9.2
ルーマニア	57.6	12.4	-5.4	51.5	8.5	-6.0	38.1	11.9	-11.4
新規加盟10カ国	55.9*	14.1	-1.6*	50.2*	9.8	-1.2*	30.5*	19.5	1.0*
EU15	64.3	5.7	0.9	56.0	4.0	1.9	41.7	8.3	3.9
2010年の目標		70			60以上			50	

注) *は 2002 年
(出所) ブルガリア、ルーマニア、EU；欧州委員会資料(2003 年の欧州の雇用)

表 3 加盟予定国の失業率(2003 年)

(単位；%、%ポイント)

	合計		男性		女性	
	2003年	2000~03 年の変化	2003年	2000~03 年の変化	2003年	2000~03 年の変化
ブルガリア	13.6	-2.8	13.9	-2.8	13.2	-3.0
ルーマニア	6.6	-0.4	6.9	-0.3	6.2	-0.1
新規加盟国	14.3	0.7	13.7	0.9	15.1	0.3
EU15	8.1	0.3	7.4	0.7	9.0	-0.2

(出所) 表 2 と同じ

表4 加盟予定国の若年層失業率、長期失業率（2002年）

（単位；％）

	若年層の失業率			長期失業率		
	合計	男	女	合計	男	女
ブルガリア	35.5	39.0	31.4	11.9	12.3	11.5
ルーマニア	18.5	18.6	18.5	3.8	3.8	3.7
新規加盟国	31.9	31.4	32.7	8.1	7.4	8.9
EU15	15.1	14.8	15.5	3.0	2.6	3.9

（出所）表2と同じ

ブルガリアとルーマニアにおいて、農村地域を中心に自家消費中心の自給経済が所得の大きな比率を占めている。これは、両国においては、都市と農村に2つの異なった労働市場が存在していることを示している。このため、両国における雇用政策は、都市部と農村部で明らかに異なったものになる。

また、ブルガリアとルーマニアはいずれも大きな影の経済（闇経済）を持っており（推定でGDPの25～40％に達する）、これが労働コストを低い水準に保つ要因となっている。しかし、大規模な闇経済の存在は短期的、中期的に、企業間の不公正な競争、予算収入の欠損、将来的な財政負担をもたらす大量の保険未加入者の創出などといった問題を引き起こしている。闇経済を少なくするためには、例えば、労働に対する課税徴収の低減、低所得者に対する

所得税の軽減、社会保障の管理強化（例えば、労働契約の登録義務）といった点を加味した政策ミックスが必要と考えられる。

3. ビジネス環境

< ビジネス関連法の整備 >

ブルガリア、ルーマニア政府は、ビジネス関連規則の簡素化に向けた努力を続けているが、全体として、法手続きの複雑さや遅さ、法律上の不確実性が高いことなどが指摘されている。

ブルガリアについては、EUの欧州委員会のプロGRESS・レポート（EU加盟候補国の加盟準備状況の進展についての報告書）は法的な枠組みについての改善を評価しているものの、「効率的で透明で説明責任のある行政を確立するために、真剣な改革努力が必要」と強調している。

一方、外国企業などの投資家も、当局による不十分なコントロールや複雑な登録システムなどのために、ビジネス関連法をビジネスに適したものと評価していない。しかし、状況は改善しつつあり、例えば、法律、規則、行政手続きについてより一貫した取り扱いをするために地方政府との調整を図る努力が行われており、また、過度の規制を排除するために、認可手続きに関する新しい法律作りも行われている。

ルーマニアにおいても法的な枠組みは次第に改善してきているが、現在までのところ、法的手続きが明確でないことがビジネス環境にマイナスの影響を与えてきている。これが、国内企業や外国の投資家に対して、信頼性の低下や管理負担を生み出している。

< 市場への参入と市場からの退出 >

両国においては、市場への参入と市場からの退出の障壁を低くするための努力が続けられている。しかし、OECD によれば、必要とされる手続きの数、手続き完了までに要する期間、手続きの複雑さといった重要な

指標は依然として、OECD 諸国の平均を下回っている。

ブルガリアにおいては、手続きの合理化と簡素化の努力が行われているが、依然として複雑な行政手続きが事業のスタートを遅らせている。市場からの退出に関しては、破産手続きのプロセスをスピードアップするために、2003年6月に商法の改正が行われたものの、破産手続きは依然として時間のかかる状況が続いている。

ルーマニアにおいても、かなりの改善が行われたにもかかわらず、複雑な行政手続きが依然として市場への参入と市場からの退出の障害となっている。企業登記と設立認可のためのワンストップ・ショップが2001年に設立されたのをはじめ、企業の市場参入を簡単にするための努力が行われてきている。新破産法も改善に向けた一つのステップであるが、規則や手続き面で不十分さが残っている。

< 汚職問題 >

両国においては汚職と闘うための真剣な努力が行われているが、EU

の欧州委員会のプロGRESS・レポートは、程度の差こそあれ、汚職が依然としてはびこっているとしている。

ブルガリアにおいては、2001年10月の国家汚職防止戦略の採択や2002年2月の行動計画が採択されるなど、汚職との闘いは引き続き政府の優先的な課題となっている。その他の前向きの動きとしては、贈収賄に関する統計情報の収集と分析の進展や、地方公務員に対する所得および財産の公表義務付けなどが挙げられる。

ルーマニアにおいては一連の汚職撲滅措置がとられたにもかかわらず、汚職は拡大し、国家機関の効率性を損ね、外国直接投資の受け入れの障害となるなど、社会のあらゆる面に影響を及ぼしている。しかし、汚職との闘いを強化するための大きな努力が払われ、汚職防止国家プログラムや国家反汚職行動計画が採択されたのをはじめ、国家反汚職検察局の創設などが決定された。さらに、2003年4月には、課税や認可関連の検査は2年に1回以上行わないことを定めた規則など、一連の反汚職対策が採択された。しかし、現在の状況は、

この面でかなりの改善余地があるとされている。

4. 産業部門の構造改革

ブルガリアとルーマニアにおける産業部門別構成の特徴のひとつは、農業部門が相対的に高い比率を占めていることで、2004年においてはブルガリアで総付加価値の10.9%、ルーマニアで14.6%を占めている（EU平均は2.0%）。また、農業部門における雇用の比率は、ブルガリア9.7%、ルーマニア同31.6%（2004年）と特にルーマニアでの比率の高さが際立っている。

サービス部門の比率が現EU加盟国と比べてかなり低いことも両国経済の特徴である。両国においては、農業部門の近代化を図るとともに、離農する人びとに対して十分な雇用機会を提供することが、最重要課題のひとつとなっている。

< 民営化 >

GDPに占める民間部門の比率は、ブルガリアでGDPの75%、ルーマニアで70%（2004年）であった。

ブルガリアではこれまで民営化の順調な進展が見られた。旧国有企業や国有農場の資産の大部分は現在では民営化され、これら企業における企業統治は大幅に改善した。2003年には合計254件の民営化取引が調印され、1995年の時点で国有であった資産の民営化比率（インフラ関連を除く）は83.1%に達した。

ルーマニアにおいても、大規模国有企業が早いスピードで売却されたが、赤字企業の構造改善や閉鎖による民営化の完了は今後の課題である。ルーマニアでは新しい民営下法のもとで、民営化推進機関として国有資産売却庁（Authority for the Realization of State Assets（AVAS）が設立され、2004年4月に国有資産民営化・管理庁（Authority for Privatization and Administration of State Assets（APAPS）に改組された。民営化に先立ち国有企業の財務状況を監視し、改善することを任務とするAVASの下で、大規模国有企業の資産は2003年に急速に減少し、引き続き売却または清算する必要のある企業数は約100にとどまっている。もっとも、産業・貿易省や財務省

の介入の結果、特に、エネルギー、鉱業、運輸、防衛の部門で、かなりの数の企業が国有のまま残っており、エネルギー部門では株式資本全体の約70%が依然として国家の所有である。今後、エネルギー部門の民営化を進めるためには、エネルギー価格を引き上げることが出来るかどうか重要な要因になると見られる。

<競争政策>

ブルガリア、ルーマニア両国はいずれも競争政策を担当する国の独立した機関を持っているが、いずれも、その能力と権限を強化する必要がある。特に、首尾一貫した競争政策の実施に関して更なる前進が必要とされている。

ブルガリアにおける独占排除に対する取り組みは、欧州委員会から全般的に高い評価を受けている。独立した国の機関である競争保護委員会が独占排除の強制力を引き続き強めてきている。排他的な協定や市場での支配的な地位の濫用禁止、合併コントロールなどEUの主要な反独占規則を取り入れた競争保護に関する法律も制定された。しかし、反独占

政策のより効率的な実施のためには規則の更なる改定が必要とされている。

ルーマニアにおいても、反独占政策の実施や部門別の規則・ガイドラインの採択および競争法の改正などの面でかなりの進展が見られた。また、競争評議会は反独占取締権限を高めてきているが、競争の深刻な歪曲を防ぐことに重点を置いた取り組みを強化する必要がある。

<輸出構造と外国直接投資>

両国の EU との貿易は近年急速に拡大しており、全貿易の半分以上を占めている。

しかし、ブルガリアとルーマニアの輸出構造は、EU 新規加盟国である東欧 8 カ国のレベルにはまだ達していない。新規加盟国の多くはすでに長年にわたって資本集約的な商品や R&D 集約的な商品の輸出、ある

いは技術集約的な商品の輸出が大幅な伸びを示してきたのに対して、ルーマニアとブルガリアにおいては、こうした傾向はごく最近になって見られるようになったにすぎない。

技術水準の高い外国直接投資を誘致することは、両国が、技術ノウハウを取り入れることによって経済構造改革を促進し、EU に対するキャッチアップを加速するためにも重要である。

ブルガリアへの外国直接投資（ネット）は 2003 年に GDP の 6.7% という記録的な水準に達した。ルーマニアへの外国直接投資の流入は 2003 年には前年比 17.4% の増加にとどまったが、引き続き高い増加傾向を維持していると見ることができる。1999 年以降、ルーマニアへの外国直接投資（ネット、フロー）の流入は GDP の 2.7% 前後の水準を維持している（表 5）。

表 5 加盟予定国への外国直接投資の流入

（GDP に占める比率；％）

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
ブルガリア	4.1	4.2	6.1	8.1	5.0	5.6	6.7
ルーマニア	-	5.4	3.1	2.6	2.6	2.3	2.7

注) 2003 年は暫定値。
(出所) Eurostat、国際収支データ

5. 金融部門の改革

EU15 やほとんどの新規加盟国と比べて両国の銀行部門を含む金融部門の発展を示す指標は低い水準にとどまっている。両国における銀行部門（GDP に占める国内信用の比率）を金融市場の規模（GDP に占める株式市場の資本金の比率）と比較してみると、両国とも、金融市場が未発達であり、金融市場が銀行によって支配されていることがわかる。また、両国においては外資が所有している銀行が銀行資産の大半を占めている。2003 年における銀行部門の総資産の GDP に占める比率は、ブルガリア、ルーマニアでそれぞれ 45.4% と 28.4% であった。銀行部門の重要性に鑑み、その効率性の更なる追求が極めて重要と考えられる。

ブルガリアの金融部門は、銀行の多くが破産やその後の閉鎖・売却に追い込まれた 1997 年の銀行危機から回復しつつある。ルーマニアは 2000 年に行われた最大の国有銀行の清算の結果、重大なシステムティック危機に直面したが、政府の強力

な介入により、危機の表面化は避けることができた。

ブルガリアとルーマニアは、銀行部門の危機を国有銀行の民営化や外国投資家（主としてユーロ圏の銀行）への売却によって対応した。

ブルガリアにおいては、銀行部門の民営化はほぼ完了したが、民営化後の統合などは今後の課題として残っている。これに対して、ルーマニアは銀行部門の民営化が遅れており、民間の銀行（その大部分は外資の所有）は銀行部門の総資産の約 60% を占めるに過ぎず、市場の約 3 分の 1 を占める大手 2 行の民営化がまだ終わっていない。ルーマニアにおいては、特に、最大の銀行の民営化と構造改革が成功裏に行われるかどうか、金融市場の競争と活力を高めるうえでの試金石となっている。

両国は金融部門の監督および法的な枠組みの面でかなりの強化を行ったが、監督機能の弱さは依然として残っている。

ブルガリアにおいては国家安全保障監督委員会が活動を開始した。ルーマニアにおいては、銀行監督の大部分がほとんどすべてバーゼル基本

基準に対応したものになっているが、非銀行部門（資本市場および保険部門）に対する監督はまだ不十分であり、内部監査、再保険、資産・負債に対するルールなど、証券および保険における法的環境を引き続き整える必要がある。

両国においては、資本市場はこれまででのところ企業に対する資金供給源としては限られた役割しか果たしてこなかった。非銀行金融市場へのアクセスは依然として限られており、ベンチャーキャピタルやマイクロ融資といった金融形態もあまり利用されていない。

6. 財政収支と年金改革

表6はルーマニアとブルガリアの財政収支が改善しつつあることを示

している。両国は、世界経済が下降傾向をたどっている中であって、相対的に高い経済成長を続けており、債務比率は2000年に入って低下してきている。

ブルガリアの財政ポジションは過去数年間ほぼ均衡を保っており、公的債務と対外債務のかなりの減少をもたらした。過去5年間、財政赤字はGDP比1%かそれ以下の水準で推移してきており、すべての新規加盟国やEU15のほとんどの国と比べても良好な実績を示している。ブルガリアの緊縮財政政策は対外的なインバランスを抑えるうえで有効に働き、さらに、債務の減少と金利の低下は、政府の金利支払いの大幅な減少をもたらした。公的債務は2000年時点のGDP比80%から2003年末には50%以下と急速に減少してきている。

表6 加盟予定国の財務の推移

(GDP比、単位；%)

	政府財政収支				総債務比率			
	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003
ブルガリア	-0.5	0.2	-0.8	-0.1	73.6	66.2	53.2	46.2
ルーマニア	-4.4	-3.5	-2.0	-2.0	23.9	23.2	23.3	21.8
新規加盟国	-3.2	-4.1	-4.9	-5.7	36.4	38.5	39.4	42.2
EU15	1.0	-1.0	-2.0	-2.6	64.0	63.2	62.5	64.0
ユーロ圏	0.1	-1.6	-2.3	-2.7	70.4	69.4	69.2	70.4

(出所) Eurostat

ルーマニアもここ数年、中期的な財政健全化に向けた努力を続けており、財政赤字は 2000 年の GDP 比 4.4% から 2003 年には 2.0% に減少した。しかし最近では、政府は GDP に占める支出の比率を減らすことを目標とせず、逆に 2004～06 年においては一時的に支出を増やす計画を立てている。支出増の多くは構造改革に関わる 1 回限りの措置をファイナンスするための補償パッケージなどの所得移転や補助金に使われる予定である。一方、GDP に占める財政収入比率は 2002 年ほど急激な落ち込みにはならないが、引き続き低下するものと予測されている。このため、最近 IMF との協議に基づき予算の見直しが行われた。こうした予算見直しは、経常収支赤字の抑制に加え、さらなるインフレ抑制が課題になっていることから必要な措置と受け止められている。

< 課税ベースの拡大などが課題 >

両国の現在の歳入水準（GDP 比）は EU 加盟国の水準をかなり下回っている。このため、歳入面では、課税ベースの拡大、課税管理の大幅な

改善、税徴収の効率化などが大きな課題となっている。

両国とも、課税収入は直接税から間接税にシフトする傾向を示している。直接税収入（GDP 比）は 2000 年にすでに EU 平均をかなり下回っていたが、ここ数年さらに減少傾向を示している。これに対して、間接税収入（同）は増加し、現在では EU15 の比率と肩を並べるまでになっている。ルーマニアにおいては、付加価値税の更なる引き上げは計画されていないが、ブルガリアでは 2004 年と 05 年に法人税が引き下げられたこともあって、課税収入の間接税へのシフトは続いている。

ルーマニアでは 2003 年に社会保険料の徴収、監査、強制取立て方法を単一化するなどの措置がとられたことにより税収額は 2006 年までに GDP 比で約 1.5～1.9% 分改善するものと予測されている。ブルガリアにおいても税の徴収方法が改善し、課税逃れが減少する傾向にある。

< 公共投資の水準は EU を上回る >

ルーマニアとブルガリアにおいては公共投資の水準（GDP 比）は EU

の平均をかなり上回っている。両国においては、経済発展と EU への収れんを実現するために、公共投資支出に対する必要性は今後も高い水準で推移するものとみられる。また、キャッチアップを加速するためには、人的資本への公的支出も必要となっている。

ルーマニアは構造改革を加速させるため、2006年に GDP の 4.2% へと投資を更に増やすことを計画しており、教育、インフラ、環境といった分野に重点的に投資する予定である。しかし、現在の支出の多くはリストラに関連した支出（例えば解雇された労働者に対する補償パッケージなど）に向けられている。政府は、EU 加盟といった将来の課題を考慮に入れて優先課題に基づいた首尾一貫した公共支出を行っているとしているが、現状を見る限り、公共投資の質

の改善に向けた長期的な視点に基づく取り組みはほとんど行われていないように見える。

ブルガリアにおいては国防・安全保障支出の比率が高く、2003年においては GDP の約 4% であった。しかし政府は各種の支出削減策を講じており、その結果、国防関連支出は、2006年には GDP 比で 0.6% 相当減少するものと見られている。

< 年金と健康保険改革 >

EU 加盟国と同様、ブルガリアとルーマニアにおいても人口規模や人口構成に大きな変化が起こっている。

国連の予測によれば、ブルガリアとルーマニアは今後、生産年齢人口の急激な減少に直面することが予想されている（2050年に2000年比でそれぞれ 46.4% 減と 31.1% 減（表 7）。

表 7 加盟予定国における生産年齢人口（15～64歳）

	生産年齢人口（100万人）		総人口に占める比率（%）		2000～2050年の変化	
	2000	2050	2000	2050	生産年齢人口減	減少率（%）
ブルガリア	5,517	2,955	68.1	56.2	-2,562	-46.4
ルーマニア	15,377	10,601	68.4	58.7	-4,776	-31.1
新規加盟国	51,261	34,852	68.6	56.7	-16,409	-32.0
EU15	252,446	209,847	66.9	56.8	-42,599	-16.9

（出所）国連事務局経済社会局人口部、「2002年版人口予測」

表 8 ブルガリアとルーマニアにおける老齢者の依存率
(生産年齢人口に対する 65 歳以上の人口の比率、単位 ; %)

	2000	2050	2000/50 の変化	
			2000/50 の差	増加率 (%)
ブルガリア	23.7	53.2	29.6	124.9
ルーマニア	19.5	45.3	25.8	132.2
新規加盟国	18.8	50.9	32.1	170.4
EU15	24.4	49.8	25.4	103.9

(出所) 表 7 と同じ

また、表 8 は、両国の生産年齢人口の急減が、新規加盟国や EU15 と同様、老齢比率（生産年齢人口に対する老齢人口の比率）の急上昇によってもたらされることを示している。

また、両国の就業率は、ブルガリア 54.2%、ルーマニア 57.9% で、EU15(72.2%)や新規加盟国(66.5%) に比べて低水準である（2004 年）。

両国の法定退職年齢は EU 加盟国の平均（約 65 歳）と比べると数年低い。両国においては公的年金制度の中で効率的な退職年齢を何歳に設定すべきかが、今後検討すべき項目の一つとなっている。

ブルガリアの年金制度は 1999 年に 3 本柱からなる制度に改められた。このうち、基礎年金に相当する第 1 の柱は赤字に陥っており、赤字は 2006 年まで続くと予測されている。赤字は、高齢化によって引き起こさ

れたものであり、高い老齢依存率、外国への大量の移住、高い失業率、過去の社会保険料の低い納付水準、所得や就業の不申告、早期退職資格などが原因となっている。最近、老齢依存率の若干の低下や社会保険料支払い水準の改善が見られるが、年金生活者の数が多いこと、平均年金給付額の増加も赤字要因となっている。このため、法定退職年齢は、2009 年までに、男性で 65 歳、女性で 60 歳に達するまで、毎年 6 カ月ずつ延長されることになっている。しかし、全般的にみて、年金改革は人口動態の急激な変化に対応するにはまだ不十分とみられる。

ルーマニアにおいても、公的年金制度に対する財政基盤が弱いことが、人口動態や労働市場の推移からみて大きなリスクになっている。ルーマニアの年金制度は、受給者の数が

1990年の340万人から2002年には620万人へと大幅に増加したことにより、深刻な危機に陥った。1990年には1人の年金需給者を3.4人の就業者が支えていたが2002年には0.7人の就業者が支えるという状態になっており、財政的な持続可能性に向けた課題はすでに厳しいものになっている。

ルーマニアでも法定退職年齢は今後13年かけて男性については65歳、女性は60歳にそれぞれ引き上げられることになっている。ルーマニアの場合、就業率の上昇と効果的な退職年齢の設定が人口の老齢化問題に対処するためのカギとなっている。

<健康保険改革>

両国の健康保険支出(GDP比)はEU15と比較して低い水準にとどまっているが、生活水準の高度化に合

わせて、過去10年間着実に上昇してきている(表9)。福祉の全般的な増大、高齢化、医療技術の進歩によって公的健康保険の支出は今後数年間にEU水準にさらに近づくものと予想されており、両国にとっては、かなりの予算上の圧迫要因になるとみられている。

欧州委員会の報告書「13の加盟候補国における社会保護システム」によれば、ブルガリアの場合、健康保険改革のスピードが遅く、計画された政策は遅れ、改革の目標値はしばしば変更されてきた。また、提案されている改革は、もともとの枠組みや健康保険改革の戦略からかなり逸脱したものになる可能性があるとしている。ルーマニアの場合も、社会健康保険基金は財政均衡を達成するうえで困難を抱えている。

表9 公的健康保険支出

(GDP比、単位：%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
ブルガリア	2.9	3.3	3.5	4.1	4.1	4.3	4.6	5
ルーマニア	2.9	2.8	3.2	3.9	4.1			
EU15	6.1	5.9	5.9	6	6	6.2		

(出所)ブルガリア；「国家健康戦略」2001。ルーマニア；財務省。

両国は財政的な持続可能性を確実なものにするためにも年金や健康保険改革を早急に進める必要がある。また、保険制度を欧州基準に適合させる一方、支出増の抑制という点でも更なる努力が必要とされている。

7. 知識基盤経済の構築上の問題

<教育と職業訓練システム>

ブルガリアとルーマニアの教育に対する公的支出（GDP比）はEUと比較して少ない。ブルガリアはGDPの3.66%を教育に支出し、ルーマニアは3.28%支出した（2001年）。これに対してEU15は5.15%、新規加盟国は5.33%であった。教育水準別にみると、両国の場合、初等教育と中等教育への支出がEU15や新規加盟国に比べて少ないことも特徴となっている。

生徒の在学年数と早期学業終了者数（最高学歴が初等教育までで、それ以上進学しない18～24歳までの人）という2つの指標で両国の教育への参加状況を見ると、ブルガリアとルーマニアにおいては、在学年数はEUや新規加盟国よりも短かっ

た。ブルガリアとルーマニアの生徒の在学年数はそれぞれ13年と12年となっており、これに対して、EU15では15年、新規加盟国では14年であった。

また、早期学業終了者の比率が高いことが、ブルガリアとルーマニアにおいては懸念材料となっている。早期学業終了者の割合はEU15で18%、新規加盟国で13.8%であるが、ブルガリアは22.4%、ルーマニアは23.2%と高い比率となっている。

ルーマニアにおける中等教育段階での総登録者比率（特定の教育水準における学生数の同年齢人口に占める比率。留年者を含み、その場合、指標は100%を超えることがある）は82%とEU15や新規加盟国に比べて低い（EU15と新規加盟国の総登録者比率はそれぞれ115%と95%）、ブルガリアの同比率は94%であり、新規加盟国の平均と同水準である。このことは、特にルーマニアにおいて中等教育へのアクセスが少ないことを示している。

一方、人口1,000人当たりの技術系大学卒業生の数はブルガリアで8人、ルーマニアで5人であった。こ

れに対して EU15 は 11 人、新規加盟国は 6 人となっている。

職業教育およびトレーニングへの参加は、特にルーマニアにおいて低く、ルーマニアでは最近の改革に至るまで、職業教育は事実上存在しなかった。

以上の状況から見て、ブルガリアとルーマニアの教育システムはビジネス部門のニーズに適切に対応しているようには見えない。このことは、特に、初等教育および中等教育に当てはまるが、高等教育（大学）についても同様のことが言える。早期学業終了者が多いことや、教材、教師の資格、学校施設などの面で質の高い教育へのアクセスが限られていることが、特に農村地域では問題となっている。

< R&D と技術革新 >

全般的に、知識基盤経済への移行という面でブルガリアとルーマニアは新規加盟国と同様、EU15 と比べてかなりの遅れをとっている。研究開発（R&D）および IT の分野の投資の水準が低いことが、EU とのキャッチアップのスピードを遅くし、

生産性を引き上げる上でも障害になっている。

両国の R&D への支出（GDP 比）は、ブルガリアが 0.52%、ルーマニアが 0.37%であったのに対し、EU の場合は同約 2%であった（2000 年）。また、両国においては R&D 部門における就業者比率が減少してきていることも問題点として指摘されている（ブルガリア；1966 年から 2000 年に 0.86%から 0.48%に低下、ルーマニア；0.62%から 0.39%に低下）。そのほか、両国においては、公的研究機関に対するガバナンスの改善も課題となっている。

加盟延期の可能性も（まとめ）

冒頭で触れたように、ブルガリアとルーマニアの EU 加盟は 2007 年 1 月に予定されている。しかし、両国の EU 加盟はこの時期がくれば自動的に加盟が実現するというわけではなく、あくまで「加盟準備が整った」限りにおいてという条件がついている。このため、EU の欧州委員会は両国の加盟準備状況をモニターしており、同委員会は 2005 年 10 月に国

別の「モニタリング・レポート」として発表した。同レポートは、全体として両国が加盟準備に取り組んでいることは認めているものの、加盟を実現するために解決しなければならない問題点を、(1)政治要件、(2)経済要件、(3)EU法規・基準の導入・実施の3つの項目別に列挙しており、その多くは、本稿でこれまで述べてきたような点が指摘されている。

ここで取り上げた問題点以外でも、ブルガリアの場合は、裁判制度の機能改善、少数民族保護、児童福祉、食品安全性の確保、EU構造基金を活用するための体制整備などの改善が遅れていると指摘するとともに、ルーマニアの場合は、関税制度の確実な実行、食品安全性の確保、EU構造基金を活用するための体制整備、環境保護、などを早急に改善すべき点として挙げている。

レポートは全体として、加盟準備の遅れに強く警告するというトーンが前面に出たものとなっている。欧

州委員会がこのように両国の準備状況に神経を尖らせている背景には、経済発展段階が大幅に遅れた状態での両国の加盟に伴う域内経済統合の困難性の増大、加盟後の支援金拡大に対する懸念などがあるものと見られる。

欧州委員会では、両国の2007年1月の加盟を認めるかどうかの最終判断を2006年4月または5月に下すとしており、両国の今後の加盟準備の進捗状況次第では、加盟時期の1年延期という可能性も取り沙汰されている。

(注)

本稿執筆に当たっては、EUROPEAN ECONOMY, No.2/2005 (欧州委員会)、Bulgaria-2005 Comprehensive Monitoring Report, 25 October 2005 (欧州委員会)、Romania-2005 Comprehensive Monitoring Report, 25 October 2005 (欧州委員会)、The structural challenges facing the candidate countries (Bulgaria, Romania, Turkey), 26 August 2004 (経済政策委員会)などを参考にした。